

○我孫子市地域公共交通会議設置要綱

制定日：令和3年4月1日

(目的)

第1条 我孫子市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客運送の確保とその他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した旅客サービスの実現に必要な協議並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律（平成18年法律第91号）に定める移動等円滑化促進方針及び移動円滑化基本構想に関する協議を行うことを目的に設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の移動ニーズの把握
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (3) 市内公共交通に関する事業計画（路線、営業区域、使用車両等）
- (4) 市内公共交通に関する運行計画
- (5) 路線又は営業区域の休廃止等
- (6) 移動円滑化促進方針及び移動円滑化基本構想の策定・調査
- (7) その他交通会議が必要と認める事項

2 前項各号に定める協議事項については、協議の性質上、我孫子市附属機関設置条例（令和元年条例第17号）に基づき設置する我孫子市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）で協議することが望ましい場合は、協議会に付託するものとする。

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 旅客鉄道事業者
- (3) バス事業者

- (4) タクシー事業者
 - (5) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体から選出された者
 - (6) 一般旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転手が組織する団体から選出された者
 - (7) 市内各地区社会福祉協議会から選出された者
 - (8) 送迎バス等を運行している病院の長又はその指名する者
 - (9) 送迎バス等を運行している福祉施設の長又はその指名する者
 - (10) 我孫子市商工会が指名する者
 - (11) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
 - (12) 千葉県職員
 - (13) 本市の区域を管轄する千葉県警察の職員
 - (14) 副市長
 - (15) 道路課長
 - (16) その他会長が指名する者
- 2 委員の委嘱は会長が行う。ただし、前項に定める者の内、協議会委員として委嘱された者については、これを省略する。
- 3 委員は、再任することができる。

(役員)

- 第4条 交通会議に会長及び副会長1人、監査委員2人をおく、会長は、協議会会長をもって充て、副会長及び監査委員は、会長が指名する。
- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
 - 4 監査委員は、交通会議の会計事務を監査する。

(交通会議の運営)

第5条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、総意委員数の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 会議は原則公開とする。
- 4 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、第2項の規定に関わらず、社会情勢等を考慮した上で、必要に応じ書面により会議を開催することができる。ただし、次に掲げる事項については、書面による開催を不可とする。

- (1) 道路運送法に基づく協議事項（ただし、軽微なものを除く。）
- (2) その他市民に影響のある協議事項

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第7条 建設部交通政策課を事務局とする。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長、事務局員を置く。
- 3 事務局長は建設部長をもって充てる。
- 4 事務局次長は交通政策課長をもって充てる。
- 5 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、交通政策課に連絡・通報窓口を設けるものとする。

(財務)

第8条 交通会議の運営に要する経費は、我孫子市の負担金、国からの補助金、その他の収入をもって充てる。

- 2 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとする。

る。

- 3 会長は、毎年度、予算を調製し、会議で承認を得なければならない。
- 4 会長は、毎年度、決算を調整し、監査委員の審査を受けなければならない。
- 5 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、我孫子市準公金取扱要領（令和元年9月26日施行）に基づき、適正な管理が行えるよう事務局長が別に定める。

（幹事会）

第9条 交通会議運営のため、必要に応じ幹事会を設置することができる。

- 2 幹事会は、第3条に定める構成員その他会長が必要と認めた者を委員とする。

（分科会）

第10条 会長は、必要と認めるときは交通会議の分科会を設置し、第2条各号に掲げる協議事項を分科会に付託することができる。なお、分科会において第2条第2項の運賃・料金等に関する事項を協議する場合は、あらかじめ交通会議の委員に周知することとする。

- 2 分科会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
- 3 交通会議は、分科会が検討及び協議した事項の結果について尊重する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、制定の日から施行し、我孫子市地域公共交通協議会設置規程（平成22年1月8日制定、以下「設置規程」という。）を廃止する。
- 2 本要綱施行前に設置規程並びにその他法令に基づき、協議会で決定した事項について

は、本要綱に継承するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。